工学研究部規約

第一章 総則

(名称)

第一条 この団体は、工学研究部(以下、「本部」とする。)と称する。

(所在地)

第二条 本部の所在地は、東京都調布市調布ケ丘1丁目-5-1電気通信大学サークル会館内に置く。

(目的)

第三条 本部は、ものづくりを通じて工学の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第四条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 工学の研究及び調査。
- 2) ゼミナール・ハッカソン・討論会・講演会及び講習の開催。
- 3) 工学系のイベント及び大会への参加。
- 4) 出版。
- 5) その他本部の目的を達成するために必要と認められる事業及びこれに付帯する事業。

第二章 部員

(構成員)

第五条 本部の構成員(以下、「部員」とする。)は、電気通信大学(以下、「本学」とする。)と本学大学院に在籍する学生をもって組織する。

2 すべての部員には、本規約が適用される。

(入部)

第六条 本部の目的に賛同し、代表に入部の申請をした者は、代表による申請の受理を経て部員の資格を得る。

- 2 新たに入部を申請する者は、本規約を遵守することに同意しなければならない。
- 3 新たに入部する者における部員の資格の継続期間は、入部日から第八条に定める該当半期の終了日までとする。
- 4 入部の手続きは、別に定める。
- 5 代表は、正当な理由がある場合を除き、入部を拒否できない。

(資格の喪失)

第七条 部員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- 1) 死亡。
- 2) 除名。
- 3) 脱退。

(資格の継続)

第八条 部員の資格の継続期間は次のようにする。

- 1)活動年度の一年間を前期と後期の半期二回に分け、それぞれを資格の継続の一期間とする。
- 2) 活動年度の四月一日から九月三十日までを前期とする。
- 3)活動年度の十月一日から翌年三月三十一日までを後期とする。
- 2 毎半期に部員の資格の継続を希望する者は、引き続き本規約を遵守することに 同意した上で代表にその旨を申請しなければならない。
- 3 資格の継続の手続きは、別に定める。
- 4 代表は、正当な理由がある場合を除き、資格の継続を拒否できない。

(脱退)

第九条 部員が次の各号の一に該当するときは、脱退とする。

- 1) 脱退の旨を代表に申請したとき。
- 2) 在学学生の身分を失ったとき。
- 3) 第八条二項に定める申請がなく、半期開始日から九〇日以上経過したとき。

4) 別に定める部費の納入義務を長期にわたって怠ったとき。

(除名)

第十条 部員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決をもってこれを除名されうる。

- 1) 本部の名誉を著しく傷つけたとき。
- 2) 本部に対して著しく不利益を被らせたとき。
- 3) その他特別な理由をもって除名すべきとされたとき。

第三章 役員

(役員)

第十一条 本部は、次の役員を置く。

- 1) 代表 一名
- 2) 副代表 若干名
- 3) 会計 若干名

(役員の資格)

第十二条 役員の資格は、次のようにする。

- 1)代表は、部員でなければならない。
- 2) 副代表及び会計は、部員でなければならない。ただし、代表が必要と判断し総会の同意を得た場合はその限りではない。
- 3) 第十八条による役員の資格は、前項に準じる。

(役員の任期)

第十三条 役員の任期は、任命日から次の三月三十一日までとする。

2 役員の再任は、これを妨げない。

(役員の職務)

第十四条 役員の職務は、次のようにする。

- 1) 代表 本部を代表し、総括する。
- 2) 副代表 代表を補佐し、運営にあたる。

3) 会計 本部の出納及び諸事務に従事する。

(代表の地位)

第十五条 代表は、本部における部長の役割を担う。

2 代表は、本規約に該当しない本部に関する事項全ての決定権を有する。

(副代表の地位)

第十六条 副代表は、本部における副部長の役割を担う。

2 副会長は、代表に事故あるとき又は欠けたときに限り、代表の職務を代理する。

(役員の選任)

第十七条 役員は、総会において選任される。

- 2 代表は、別に定める選挙により選出する。
- 3 副代表は、代表が任命する。
- 4 会計は、総会の同意を経て代表が任命する。

(役員の追加)

第十八条 代表は、必要に応じて追加の役員を任命することができる。

(役員の罷免)

第十九条 役員は、次の各号により罷免されうる。

- 1)代表は、副代表を任意に罷免できる。
- 2) 代表は、総会の同意を経て会計を罷免できる。
- 3) 代表は、第十八条に定める役員を任意に罷免できる。
- 4)総会の議決をもって、代表を罷免できる。
- 2 代表が罷免されたとき、ほかのすべての役員も同時に罷免される。

第四章 顧問

(顧問)

第二十条本部は、顧問を置く。

2 顧問は、総会で承認される。

第五章 総会

(総会の地位)

第二十一条 総会は、本部における最高意思決定機関であり、通常総会と臨時総会 に分かれる。

- 2 総会は、本部における部会の役割を担う。
- 3 代表含むすべての部員は、総会の決定に従わなくてはならない。

(招集)

第二十二条 代表は、議長として総会を招集しなければならない。

- 2 通常総会の招集は、原則として毎週、本学内の授業日に行う。
- 3 代表は、通常部会の招集の旨を事前に部員へ告知しなければならない。

(臨時総会)

第二十三条 代表は、必要に応じて臨時総会を招集する。

2 代表は、全部員の六分の一以上からの要求があったとき、すみやかに臨時総会 を招集しなければならない。

(議長代理)

第二十四条 代表が総会を招集できないとき、代表の承認を得た者が議長代理として総会を招集することができる。議長代理は議長と同等の権限を有する。

(総会における部員の権利)

第二十五条 部員は、平等に議題提出権、審議権及び表決権を有する。

(議決の要件)

第二十六条 議決は、出席表決権者のうち過半数でこれを決める。棄権した者、無効な表決をした者も出席表決権者に含める。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第二十七条 総会の議事録は保存し、開催後一週間以内に部員に公開しなければならない。

2 総会の議事録において、特に秘密を要すると代表が判断したものに限り、該当 箇所を修正できる。修正箇所は、後の総会にてこれを承認する。

(規則の制定)

第二十八条 総会は、議決をもって規則を定めることができる。

2 規則は、本規約の範囲内でなければならない。

第六章 選挙

(代表選挙)

第二十九条 本規約第十四条における代表の選出は、次のように行う。

- 1)総会において行う。
- 2) 部員であり、かつ本部に引き続き一年以上在籍し学士課程にある者は、被選挙権を有する。
- 3) 部員は選挙権を有する。
- 4) 一選挙人につき最大三票を有する無記名式投票によって行う。
- 5) 選挙人は、被選挙人の中から一票につき一人まで選ぶ。ただし、投票先は重複してはならない。
- 6) 投票の開票は、現代表が行い、現副代表がそれを認証する。
- 2 前項の方法は、総会の承認を経て特例的に変更することができる。

第七章 財務

(収入)

第三十条 本部の資産は、部費・寄付金・事業収入及びその他の収入によりなるものとする。

(部費の納入義務)

第三十一条 部員は、規則の定めるところにより、部費を納める義務を負う。

(財務管理)

第三十二条 本部の資産の管理及び運用は、会計が適正に行い、毎月定期に代表の 閲覧を受けるものとする。

(資産の総有)

第三十三条 本部の資産は、部員に総有的に帰属する。

2 前項に定めるところにより、部員に持分はなく、払い戻しや分割請求はいかなる場合にもできないものとする。

(資産の使用)

第三十四条 本部の資産は、次の各号の一に該当するときに限り使用する。

- 1) 本部の目的を達成すると認められたとき。
- 2) 本部における総務や事務処理上の経費。
- 3) その他総会において必要と判断されたとき。

(寄付)

第三十五条 本部に対する寄付は、これを認める。

第八章 改正

(改正)

第三十六条 本規約は、総会の議決をもって改正することができる。

第九章 雑則

(設立年月日)

第三十七条 本部の設立年月日は、昭和40年1月1日とする。

附則

本規約は、平成31年4月1日より施行する。

本規約は、令和3年3月1日より改定・施行する。

部費納入規則

(目的)

第一条 この規則(以下、「本規則」とする。)は、規約第三十一条に基づき、部費の納入における事項を定めることを目的とする。

(納入)

第二条 すべての部員は、半期一回、決められた期日までに定められた部費を納入 しなければならない。

- 2 納入期日は、毎活動年度内に会計が決定する。
- 3 部費は、活動年度に部員の資格を喪失した場合でも、返還しないものとする。

(部費の金額)

第三条 部費の金額は次のようにする。

- 1) 新たに入部を申請し、かつ学士課程一年にある者 金五千円
- 2) 本部の在籍が一年未満で、かつ学士課程一年にある者 金五千円
- 3)上記すべてに該当しない者

金六千円

2 前項の金額は、総会の承認を経て特例的に変更することができる。

(納入の方法)

第四条 部費の納入の方法は、現金または銀行振込に限る。

(納入の延期)

第五条 何らかの理由により、部員が期日までに部費の納入を行えないとき、会計に事情を説明した上で納入の延期を認める。

2 前項の説明がなく期日から一八〇日以上経過したとき、その部員は規約第八条に基づき脱退とみなす。

(規則の変更)

第六条 本規則は、総会の議決をもって変更することができる。

附則

本規則は、令和3年3月1日より施行する。